

# 18世紀初頭の朝鮮通信使と日本の知識人

鄭 英 實

The Joseon Missions to Japan and Japanese Intellectuals at the  
Beginning of the Eighteenth Century

JEONG Youngsil

Diplomatic relations between Korea and Japan, which were suspended during the Japanese invasions of Korea between 1592 and 1598, were normalized when the Korean side asked for prisoner repatriation after the wars were over. Tokugawa Ieyasu's defeat of Toyotomi Hideyoshi's government and the beginning of the Edo bakufu, with a concomitant unification of political interests, contributed to restored relations. As a result, Korean delegations were dispatched to Japan between 1607 and 1811 for a total of twelve times.

The account of their experiences in an unusual foreign country during an age of seclusion, "Records of Missions to Japan," were written by the Korean envoys dispatched to Japan. Not only are many aspects of Edo Japan portrayed in these records, but the concrete examples depicted in them reveal how Koreans viewed Japan at the time. In particular, after the political situation in both countries stabilized, the main objective of the Korean missions became cultural exchanges, which receive the most focus in the records. A large number of Korean envoys recorded accounts of their interactions with Japanese men of letters, including their evaluations of the Japanese they met, their feelings toward them, etc. There are differences in perceptions of the Korean envoys toward the same Japanese individuals depending on the respective ranks of the Koreans and the relationships between the envoys and the Japanese with whom they interacted. The varying shades of amicability are palpable in the records.

The records show that the fiercest debate occurred on the Korean side when envoys were sent in to Japan in 1711, and Arai Hakuseki (1657-1725), a Japanese statesman, requested a change in the rules

for dispatching Korean missions to Japan. The chief envoy, Jo Tae-eok (1675-1728), and his deputy envoy, Yim Su-kang (1665-1721), immediately directed their harshest criticism at the Tsushima government officials who served as intermediaries, as well as at Arai Hakuseki. In spite of the potential for this incident to grow into a dangerous diplomatic row for both countries, interpreter Kim Hyeon-mun recorded very little about this or other sensitive diplomatic negotiations.

When a conflict concerning a banquet to be held at Hōkōji, the site of Toyotomi Hideyoshi's Great Buddha, occurred in 1719, chief envoy Hong Chi-jung (1667-1732) sought peaceful reconciliation, but at the same time was distressed by the issue of the Seishindo. Meanwhile, even as the envoy official Sin Yu-han quarreled directly with Amenomori Hoshū (1668-1755), a Japanese interpreter and Confucian scholar, a Korean military officer, Jeong Hu-gyo, wrote a brief explanation concerning the Hōkōji, after which positive critiques were made of Amenomori Hoshū and the classics.

Thus, in spite of the seeming uniformity in the depictions of envoys' experiences in "Records of Missions to Japan," it is possible to discern clear differences in the descriptions contained therein. This paper focuses on the nature of the interaction between the Korean envoys and Japanese intellectuals at the end of the Edo period by examining the differences generated by the ranks of each envoy and the form of interaction between the envoys and the Japanese.

## はじめに

朝鮮通信使は、朝鮮国王が日本の江戸幕府に派遣した外交使節であり、壬辰倭乱により断絶した日朝外交が再開された1607年（慶長12）から最後の使節が対馬に派遣される1811年（文化8）まで、合計12回朝鮮と日本を往来した。ソウルを出発して釜山、対馬、京都を経て江戸を往来する通信使使行は、最大1年半、少なくとも6カ月はかかる大長程の旅をした。その際の経験と見聞を書き残した使行録は、現在計41種が確認されている（資料1を参照）。

この使行録は、朝鮮社会に日本文化が伝わってくる回路であり、当時朝鮮官僚の日本観や外交の現場で行われる交渉の実態が見られる史料ともい

える<sup>1)</sup>。韓国では、1990年代に入ってから本格的な使行録研究が始まり、特に使行の際、必ず成り立つ詩文唱和が注目され、文学作品としての接近が活発に行われた<sup>2)</sup>。

一方、90年代後半からは朝鮮王朝の対外認識、つまり東アジアにおける朝鮮の位置づけに関する研究が盛んになるに従って、日朝交渉の一面を示す資料として使行録が注目されるようになる。その中でも西村稔子氏の『日本見聞録にみる朝鮮通信使』（明石書店、2000年）と鄭章植氏の『使行録に見る朝鮮通信使の日本観』（明石書店、2006年）は、使行録に見える朝鮮王朝の日本観形成とその変化に注目した研究である。また、信原修氏の『雨森芳洲と玄徳潤』（明石書店、2008年）は、外交の現場で生じる個人と個人の交わりに着眼した研究成果であるとともに、使行録にもとづく新たな研究方向を提示している。

しかし、既存の研究は41種の使行録のうち、ごく一部しか活用されていないため、一部の通信使の日本観が全ての通信使の日本観であるように扱われていると感じられる。さらに、通信使の内部に存在する多様な視角に関する考察は、今後の課題として残されているといえよう。

ここで課題となる多様な視角は、特に両国の間に紛争が起こる時にはっきり見えてくる。周知のように、1711年（正徳元）には通信使聘礼の改変、1719年（享保4）には大仏寺での宴会をめぐる衝突が起こり、両国の間に深刻な外交的葛藤をもたらした。通信使は当時の事件につき使行録に詳細な記録を残しているため、朝鮮と日本の官僚が様々な難題を解いていく過

- 
- 1) 拙稿「朝鮮後期知識人から見た雨森芳洲」（『千里山文学論集』、関西大学大学院文学研究科、第83号、pp171～194、2010年）参照。使行録が朝鮮社会に日本を知らせてくれる情報源として長年読まれていたことは、雨森芳洲の場合でも確認することができる。芳洲は申維翰の『海游録』が朝鮮に知れ渡るとともにより詳しく朝鮮の知識人に知られるようになった。
  - 2) 朴賛基『朝鮮通信使と日本近世文学』（二松学舎大学、1994年）、韓泰文『朝鮮後期通信使旅行文学研究』（釜山大学大学院、1995年）、李慧順『조선통신사의문학（朝鮮通信使の文学）』（梨花女子大学校出版部、1996年）など。

程が確認できる。これによって当時日朝両国が行った交渉のやり取りや、そこで生じた両国の立場の差、日本に対する朝鮮の感情、さらには対応の変化など、18世紀における朝鮮と日本の知識人の間に形成された相互認識の一面を明らかにすることができると考えられる。

そこで本稿では、通信使の身分や職による多様な視角の存在を想定したうえで、使行録の記録から論点になった事件に関する記事を取り上げ、外交の現場で発生する諸衝突に対する通信使関係者の対処方法を考察する。そして、同一の事件に関してそれぞれの通信使の記述に相違が存在することを明らかにし、通信使一行の多様な日本観を検討したい。

## 1. 1711年（正徳元年）辛卯通信使

1709年（宝永6）2月、幕府の五代将軍、綱吉の訃報が対馬を通じて朝鮮王朝の礼曹に届いた。続いて4月、幕府は対馬に通信使の招聘を命じ、1710年4月、対馬は朝鮮王朝に対して、通信使が1711年5月に出発し、同年7、8月には江戸に入城するよう要請している。それにより1711年5月15日、朝鮮王朝は幕府の六代将軍徳川家宣の襲職を祝うため、趙泰億（1675-1728）を正使、任守幹（1665-1721）を副使、李邦彦を従事官に任命した辛卯通信使を派遣する<sup>3)</sup>。

通信使派遣要請まで聘礼改変に関してどのような通告もしていなかった対馬は、通信使がソウルを出発する直前、「礼曹は執政・執事・近侍・京尹に書契と礼単（贈り物）を贈らないこと、また儲君には礼単を贈らないこと」という聘礼改変案を東萊府に通報してきた<sup>4)</sup>。その後、「宴会での儀礼

---

3) 『肅宗實錄』「37年 5月 15日」の条に「通信使趙泰億。副使任守幹。従事官李邦彦辭陞。命引見。泰億守幹奏曰。禮單若持往不受。則辱國大矣。不如勿送。邦彦曰。臣意姑欲持往。彼若以抗禮不便爲言。則當以死爭。上曰。勿送云者。蓋江戸之意也。持往不受。徒自辱耳。予意亦欲不送也。仍命宣醞。以守幹酒戸頗寬。戒以毋過三杯。」とあるのを参照。

4) 『肅宗實錄』「37年 2月 20日」の条に「先是。萊館裁判倭言于譯官曰。江戸執政執

改変」、「国諱」による国書改作問題など三使臣が現地ですぐに決めることができない難題が次々と出され、朝鮮と日本の間に外交危機を呼び起こすことになった。

#### (1) 1711年、辛卯・正徳通信使の著者

この時の記録としては、正使趙泰億の『東槎録』、副使任守幹の『東槎日記』、正使所属押物通事金顯門の『東槎録』、合計3種が残っている<sup>5)</sup>。一般の使行録が日記のように日ごとに記録を残しているのに対し、正使趙泰億は、毎日作った漢詩だけをただ順番どおりに書き記している。日本人に関する記録は、主に日本の文人との詩文唱和の際に作ったものであるため、交流の相手を尊敬しながら、正使として日本のすぐれた文化人に友誼を表明する内容となっている。その結果、趙泰億の『東槎録』からは正使の交際の範囲は確認できるが、当時の外交摩擦に伴う記述が少ないため、この問題に対する彼の意見は見出しがたい。

一方、副使任守幹の『東槎日記』は、1711年辛卯・正徳通信使の記録の中では最も利用頻度の高い史料である。既存の先行研究に見られる「1711年の通信使の日本観」はほぼ任守幹の記録によって構成されているといっても過言ではない。

任守幹が任じられた副使という職責は、国書の伝達を主な任務とする正

事近侍京尹等處。禮曹所贈禮物。令一併除弊。譯官問其由。則以爲。禮曹禮物。乃參判所贈。抗禮非便云。且曰。關白之儲君。時無定封。貴國別幅。與三使臣拜禮贈物。亦令一併除去矣。本府舉其說以聞。禮曹覆奏以爲。諉以抗禮不便。顯有輕侮之意。不可不令首譯責諭。而乙未信使時。無儲君處禮物者。以關白死而儲君繼立故也。今則有子。而稱以時未定封。減除禮物者。未知其由。亦不可全廢。令廟堂稟處。從之。」とあるのを参照。

#### 5) テキストとしては次のものを用いた。

趙泰億『東槎録』：『大系朝鮮通信使』第四卷（明石書店、1993年）所収本。

任守幹『東槎日記』：同上

金顯門『東槎録』：김양수『조선 후기 외교의 주인공들（朝鮮後期外交の主人公たち）』（白山資料院、2008年）所収本。

使を補佐する立場にある。三使臣は帰国後、使行の結果を報告する義務があるため<sup>6)</sup>、使臣団の中でも他の職責より数多い使行録を残している<sup>7)</sup>。使行の責任者であるから、外交の懸案問題や交渉を行った日本側の役人に対して詳しく述べる傾向も当然強い。

任守幹の場合も諸儀礼改定をめぐる両国の対立、使臣団の対応姿勢、国書改書の過程等について事件の顛末を忠実に記録している。しかし現存している『東槎日記』は、任守幹の死後、彼の孫が整理したものであり、10月15日以降の記録は脱落しているため、その部分については「従使所録刪節」、すなわち従使官の記録を要約して追加されている。

最後に金顯門（1675-1738）は正使所属の押物通事として派遣された人物である。押物通事は礼物など通信使往来に関わる全ての物品を担当する訳官であり、金顯門の場合は正使所属なので、正使宛に送られてくる食品と資金の管理及び配分も担当している。

金顯門は、曾祖父の時代から訳官を務め、父の金指南（1654-1718）、さらに5人の兄弟が訳官に在職している訳官の家柄の出身である。また、父の金指南も1682年（天和2）、壬戌通信使の漢学訳官（主に漢文を専門にする役目）として派遣され『東槎日録』を書いた経験があるためか<sup>8)</sup>、金顯門の使行録は分量は比較的少ないにも関わらず、整った記録形式、訳官の職

6) 白玉敬、「壬戌使行録に現れる訳官の活動と日本認識（壬戌使行録에 나타난 譯官의 활동과 日本認識）」（『韓国思想史学』第26集、韓国思想史学会、2006年）参照。正使・副使は復命において形式の制限がない（口頭で行う場合が一般的）が、従事官と訳官は必ず報告書を提出する義務がある。

7) 現存する使行録（資料1）を著者の職責別に分類すると以下のように整理できる。表の項目は、河宇鳳氏の「새로 발견된 일본사행록들（新しく発見された日本使行録）」（『歴史学報』第112集、歴史学会、1986年）を参照。

著者の職責	三使			製述官	書記	軍官	子弟軍官	訳官	未詳	計
	正使	副使	従事官							
使行録の数	7	7	6	2	5	4	2	5	3	41

8) 김양수 「조선후기 우봉김씨의 발전（朝鮮後期牛峰金氏の発展）」（『조선후기 외교의 주인공들（朝鮮後期外交の主人公たち）』白山資料院、2008年）、37頁。

に関する詳細な記録が特徴としてあげられる。

以上、辛卯・正徳通信使の使行録とその著者について簡略な考察を行った。3人はそれぞれの立場によって、趙泰億は日本側との接見、任守幹は通信使諸規定改変と代表的な公式外交交渉、金顯門は使行の実務という視点の差があることがわかる。では、実際の記事を通じて使行の現状を検討してみたい。

## (2) 聘礼改変における朝鮮の対応

1711年辛卯・正徳通信使の際、日本側が要求した聘礼改変要請は大きく若君（家宣の子）に対する礼式の簡略化、将軍の国王号回復、宴会での諸礼式簡素化、国書での犯諱問題に分けられる<sup>9)</sup>。

若君に対する礼式の簡略化<sup>10)</sup>と将軍の国王号回復の件は、使臣団が朝鮮を出発する前、対馬を通じて要請を受けていたため、朝鮮朝廷は事前に議論を行い、対応方針を決めることができた。その結果、使臣団が日本到着後、外交問題に発展する可能性を心配した朝鮮側は、日本側の要請をそのまま受け入れることにする。さらに、国王号回復の場合は、すでに1636年以前に将軍を「王」と称した前例があるため<sup>11)</sup>、これに従うという結論がただちに出された。

しかし、公式宴会での儀礼改変、国諱による国書改作の件に対しては、

- 
- 9) 拙稿「辛卯・正徳の朝鮮通信使使行録とその性格」（『千里山文学論集』第84号、関西大学大学院文学研究科、2010年）参照。
- 10) 任守幹『東槎日記』「辛卯五月十五日／癸卯」の条に「初倭人請除其若君以下禮單。朝議以爲此是兩國交際間禮節。則不可因一差倭之言。遽爾除去。令萊府書問對馬太守。答言東武之令如此。非渠所知云。廟議迄未歸一。或言不可一徇其言。使操縱在彼。正使及臣具言禮單雖賫去。而彼若拒而不受。則非但納侮。倭人或稱禮曹參判通書彼之執政爲恥云。彼若堅持此說。終然退却。則勢將難處。不如減除之爲得宜。且當初書幣。出於一時之權宜。今雖除之。無損國體。不必強而與之。從事官稍有異議。而上從臣等之言。詢于大臣。竟除禮單」とある。
- 11) 『通文館志』「国書式」の条に「初稱日本國王。崇禎丙子倭使平智友來請改稱大君。康熙己丑關白源家宣獻地於倭皇爲湯沐邑。倭皇悅之命復其王號。辛卯信使陞辭後倭使雨森東來請依舊例稱王。朝廷許之。己亥又因島主之言復稱大君」とある。

使臣団が日本に滞在している間に発生した問題であるため、朝鮮朝廷は十分な議論による対応ができなかった。さらに、交渉による協議の過程を無視したまま、既存の協定事項を一方向的に改変しようとする江戸幕府の姿勢は通信使をはじめ朝鮮側に日本外交に対する警戒心を持たせることになったようである。特に諱をめぐる衝突は、朝鮮の常識では考えることのできない事項であったに違いない。このような朝鮮側の雰囲気は、日本との交渉の記録からも知られる。

8月1日、対馬から宴席での儀礼改定を要求する書信が届いた。それまでの前例を調査した任守幹は、今回も当然前例に従うべきであり、変更することはできないと返事をした<sup>12)</sup>。しかし、9月8日、対馬島主は使行の一時停止まで言及しながら儀礼改定を強硬に要求している。

晴。船將輩來言風勢甚順。而島主請停行。復申前說。送奉行四人。縷縷爲言令譯輩峻斥奉行等。請親謁使臣。而從事以大忌不來。余與正使招見。反覆爭詰。至于夜深。槩言今番使行凡干節目。一依壬戌年既已講定。今到中路。不可有所變改。當與江戸使者決定。爾輩不必多言。正色折之。始乃退去。(任守幹『東槎日記』「9月8日」)

この史料によると、当時通信使の主張は、今回の使行はすべて1682年壬戌・天和の旧礼に従うと決めているので途中での変更はあり得ない。もし

---

12) 任守幹『東槎日記』「8月1日」の条に「島主有書言頃接東武文字。沿路接待。以乾物入供。赤間關五處。設行宴禮。坐次則與島主相對。其問慰使坐島主上。壬辰前日本使來聘時。朝廷遣宣慰使。則大門外祇迎。今使行亦當下階延其使。島主復言敬隣國之君。所以敬其君。請就大門外迎接。使臣考出前使行日記。自丙子至壬戌。言某年月日。使臣任統等到岡崎。江戸使者井上筑後守歩入。跣足解劍而來。使臣出見。無階下迎入節。癸未六月二十四日。尹順之等到岡崎。松平新□左衛之來。亦無下階之禮。乙未九月二十一日。趙珩等到岡崎。使者岡野權兵衛至。三使出楹外導入。壬戌八月十一日。尹趾完等到岡崎。使者駒井次郎左衛門來。使臣亦於楹外延入。今當一遵前例。不可變改之意。答書以送。奉行以下屢次來言其不然。令譯輩拒而不告。」とあるのを参照。



相談するとしてもこれは江戸の官僚たちと行うべきであり、対馬藩は交渉の対象にならないというものであった。これは、仲介役としての対馬に対する朝鮮の不信感の表現と考えられるだろう。

実際、9月18日・20日・21日、交渉が進めば進むほど、対馬に対する朝鮮側の拒否感は日ごとに深くなっていくことがわかる。特に20日の記録にはそのような当時の状況を次のように記録している。

晴。館伴問候。兩裁判橋方高。平方利請謁。其言縷縷。無非恐嚇之意。以斷不可變通之說峻却之。（任守幹『東槎日記』「9月20日」）

儀礼改変を相談するため2人の裁判が訪れてきた。しかし、任守幹は対馬側の話が脅迫にはかならないと見て、変更は不可であると主張し、彼らを退かせたと述べている。脅迫（「恐嚇」）という表現から使臣団が対馬との交渉の過程でかなりの不安感を感じていたことが推測できる。その結果、通信使は対馬の裁判を退かせることにより、交渉そのものまで拒否した。この記事で言及された対馬側の脅迫の話は、翌21日の日記から具体的に把握できる。

21日の午後、再び三使臣を訪れた島主、館伴、2人の長老は、今回の儀式のなかから前例と異なるところを取り上げながら「もし最後まで我を張るなら、朝鮮と日本の和親に必ず障害が生じるはずだ」<sup>13)</sup>と述べている。ここで対馬がいう「障害」（「釁」）は今回の交渉がこれからの両国の外交に相

---

13) 任守幹『東槎日記』「9月21日」の条に「晴。館伴問候。午後島主及館伴兩長老來見。蓋以禮節事也。余以大忌。不得同見。彼之縷縷爲言。槩以爲今關伯接待絕異於前。至於關伯所乘樓船奉之。使館伴祇迎於門外。三處問慰。五處宴饗及江戸三度之宴。諸太守行酒。曾前問慰使者。例於門內下轎。今則特令下於大門外。回答國書。亦將親自持傳。此等優禮。皆出於前例。之外下階既不悖於古禮。若終始堅執。則兩國和好。必將自此生釁云云。正使、從事答以此事既非前規。且在節目講定之後。未及稟定於朝廷。決難之云。則答言此事既已啓稟於江戸。不能允許。大事將出。俺等必不免罪譴。幸哀憐濟活。正使言此事至大。有難變通。且副使以大忌不在坐。後日當更議云云。行茶一巡而罷。」とあるのを参照。

当大きな影響力を持つ事項であることを強調している発言といえる。しかし、日本による朝鮮侵略の記憶がまだ刻まれている朝鮮側にとって対馬のこのような発言は、強い脅迫の意味を持つものであった。また、使行が行われる場所が日本であるという利点を活かし、意見を貫徹させるために強硬な主張をためらわない対馬の姿も見える。

しかし、両国の長い話し合いも22日、ついに妥結した。その日の記録は以下のとおりである。

晴。礼節事相持。已經三朔。彼以礼經之意争之曰。礼云賓至于近郊。君使卿勞之。賓迎於舍門之外。再拜勞者。不答拜。海東諸國記。宣慰使到客館。由中門入。客使就大門外祇迎云。古礼既如此。貴國之例又如此。則貴使祇迎。當在大門之外。而止請下階。實出優待之意。且許多礼節。極其隆厚者。皆出前例之外。而只此小節。貴使持難。是慢我也。鄙我也。蓋今關白素好經學。日御講筵。欽仰貴使。極其優待。此一節必欲變通云。而吾等辭却之說。終涉苟且。若一向堅持。則彼之恐嚇之說。雖不足信。終必有難處之端。島主及館伴兩長老懸乞之時。不若聽許。三使相議許之。而猶不無前頭之慮。使首譯輩論奉行曰。此事極難聽從。而島主至以濟活爲懇。可想悶迫之狀。吾輩亦欲變通。而但此事若許之。則前頭又未知有何様難從之請。以此決難許之云爾。則奉行等曰。此事若蒙領可。則前頭江戸。雖或有他事。俺等當與島主。捐軀死争於關白之前。期於無事。此則勿慮。請與首譯諸人。親往島主之所。面定約誓而來云。遂送首譯輩。使之明白停當。島主方病臥。強起來見曰。吾今活矣。三使恩德。死且難忘。此後保無他慮。雖或有之。一島上下當以死争。毋更貽憂。即使奉行等來謝。館伴兩長老並即仵謝。夜平方直等及裁判皆來叩謝而宴享。廿三日我國忌。廿四日亦日本國忌。廿五當行云耳。(任守幹『東槎日記』「9月22日」)

この記録からもわかるように、22日に対馬はそれまでの戦略を変え、『礼

経』と朝鮮の文献である『海東諸國記』<sup>14)</sup>を取り上げて日本側の正当性を主張している。3か月前、初めてこの儀礼問題が出来してから、対馬の強硬な主張にも態度を変えなかった朝鮮側も、根拠として『礼経』を引用する対馬に対しては「我々の断る理由が粗末な言い訳になっていく。もしこれ以上意地を通せば、対馬の脅迫を受け入れるわけではないが、結局困難な事態になるかもしれない。それよりは今、対馬側が哀願するうちに承諾したほうがいい」と判断し、ついに対馬の要請を受容することにする。それまで「旧礼に従うべきである」と主張してきた使臣団の態度が一変した瞬間であった。その結果、通信使は抗弁よりも最低の面目を立てる方を選択したことがわかる。

ところで、前日まで「日朝の和親と障害」を持ち出して交渉に臨んでいた対馬側が、急に諸文献を取り上げる方式を採択した理由はどこにあるのだろう。この時の通信使来訪の際には、朝鮮外交に関する具体的な対応原則の持ち主である雨森芳洲が真文役として関わっている事実が目立つ。芳洲は、長年の経験から朝鮮外交の際の注意点を整理した『交隣提醒』において、学力を備えた人材の必要性<sup>15)</sup>、『経国大典』・『考事撮要』など、朝鮮の書物を通じた正確な情報取得の重要性<sup>16)</sup>について述べている。このような事実から、長い交渉を結着つけるため、『礼経』と『海東諸國記』など、

14) 남옥 지음・김보경 옮김 『북끝으로 부사산 바람을 가르다』(소명출판사, 2006年)、22頁参考。1443年(世宗25年・嘉吉3年)書状官として日本を往来した申叔舟(1417-1475)が王命により1471年(成宗2年・文明3年)編纂した書物である。日本の地勢と国政、交聘往来の沿革、使臣を接待する時の節目など、当時の日本に関する情報を総合、整理しているため、朝鮮前期の朝日関係史研究に重要な資料として利用されている。

15) 『交隣提醒』三十三の条に「兎角御国の義他国とハ甚違ひ候事二而、学問才力之勝レ候人を御持不被成候而ハ、如何程上ニ心を御盡し被成候而も、御隣交之筋難立可有之と存候。学力有之人を御取立被成候義、切要之御事ニ御座候」とある。

16) 『交隣提醒』五十四の条には「兎角朝鮮之事情を精ク知り不申候而ハ、事ニ臨ミ何之了簡可仕様も無之、浮言雜説ハいかほと有之候而も、益無之候故、経国大典・考事撮要等之書并阿比留惣兵衛仕立候善隣通交・松浦儀右衛門仕立候通交大記及分類記事・紀事大綱を常ニ熟覽いたし、前後を考へ、處置いたすべき事ニ候」とある。

諸文献を取り上げる説得方法を提案した人物は芳洲であったのではないかと想定できる。そうであれば、この件は、儒学の幅広い知識と朝鮮への深い理解を備えた芳洲が朝鮮外交にうまく対応した場面であったことになる。

この事件は、対馬の活躍により交渉の主導権が日本側へ移っていく契機になった。任守幹は今回の受諾により他の要請が出されるかもしれないという不安感を書き残している。これは当時の雰囲気を反映した発言であろう。そして、実際に彼の不安は当たったのである。

11月1日、江戸での国書伝命式も無事に終わり、11日、幕府の回答書を受け取った朝鮮側は、回答書に中宗の諱である「澤」の字が使われているのみならず、書封外式も前例と違うことに気がつく。早速、対馬島主に国書の改書を要求するが<sup>17)</sup>、その返答は、朝鮮側の国書にも家光の「光」の字があるため不可であるということであった<sup>18)</sup>。通信使はすぐ日本側の主張に反論を申し立てるなど、速やかな解決を求めたが、朝鮮側の国書を先に改書しない限り、日本の改書もしないという幕府の強硬な政策に変わりはない<sup>19)</sup>。三使臣は帰国を保留しながら最後まで幕府との交渉を求めたが、結局11日・13日・15日の記録を見てもわかるように、通信使の論争の対象も相談の相手も幕府ではなく対馬であった。18日、正使は日本側に国書の推還を要求しながら、朝廷に対してはそれまでの事情と改書した国書を要請する上啓を出している。翌年（1712年）1月24日、朝鮮王朝はついに国書を改書して対馬へ送り、2月12日、両国の国書がやっと対馬で交換される。

---

17) 任守幹『東槎日記』「11月11日」の条に「丙申。留江戸。受回答國書于關白殿内。午後歸館所拆見。則書辭別無可改處。感字下犯 中廟御諱。書封外式。亦違前例。通于島主。使之改送」とあるのを参照。

18) 任守幹『東槎日記』「11月13日」の条に「奉行及雨森東來言國書改送事。諸議皆以爲難。源璵亦以爲朝鮮國書中光字。亦犯我國先王之諱。外面封式。亦是國俗通行之例。似難變改云。即作書邀源璵。璵托病不來。夜送堂譯。貽書島主曰」とある。

19) 任守幹『東槎日記』「11月15日」の条に「夕。平倫之、雨森東等來言島主傳書于執政相模守。則頗以爲然。當與諸執政相議。奏達於國王云。而姑未知何以處之云。聞行期定於明日。而以國書未改之前。決難作行之意言送」とある。

以上、任守幹の『東槎日記』から聘礼改変をめぐる日朝の交渉過程を考察した。しかし、このような記事は通事金顯門の記録においては全く見られない。もともと中人出身という訳官の身分的限界も一因であろうが、職務の特性上、帰国後も日本側との接触を念頭に置いた対処方法であった可能性もある。

この時の通信使の帰国後の経緯を見ると、3月9日、使臣団はソウルに着くと同時に拘禁され、官職剥奪のうえ都城外へ追放されるという厳しい処罰を受けた。三使臣は日本での厳しい事情を報告して、朝廷から許可をもらったのではあったが、幕府に対して最後まで抗弁しなかったため、国家の体面に恥をかかせたというのが追放の理由である。結果的に日本の簡易な規定に従ったことになり、朝鮮の外交主導権を奪われたことと見なされ、一連の国辱に関して三使臣に責任を取らせたわけである。

## 2. 1719年（享保4年）己亥通信使

1716年（享保元）6月9日、日本の関白が死去し、紀伊太守源吉宗が新たな将軍になった<sup>20)</sup>という報告が対馬から届き、約3年後の1719年4月1日、徳川吉宗の第八代将軍襲職を祝うため、己亥通信使が派遣された。前回、両国の間に深刻な葛藤を呼び起こした諸聘礼改変規定は、吉宗の襲職とともに旧礼に復帰していたため、この時の通信使において国家間の外交紛争にまで広がるような事件はなかった。しかし、今回は、日本側の通信使諸規定改変に適切に対処できなかった辛卯通信使のわずか8年後に派遣されたため、その経験から旧礼に反することはすべて断ることとし、やむを得ず旧礼に異なる接待を受け入れる場合、全ての責任は日本側にあることを何度も確認している。また、正使洪致中が事前に朝鮮側の国書に対す

20) 『肅宗実録』「三十七年二月二十日」条に「日本關白沒。新關白紀伊太守源吉宗立」とある。

る日本側の回答書の草本を確認する<sup>21)</sup> など、新たな対応方式が見られる。

#### (1) 1719年己亥・享保通信使の著作

この己亥通信使が残した使行録のうち、現在まで伝わっているのは、正使洪致中の『海槎日録』、製述官申維翰の『海游録』、副使所属の子弟軍官鄭後僑の『扶桑紀行』、従事軍官金滄の『扶桑録』、合計4種である<sup>22)</sup>。このうち申維翰の『海游録』は使行録のなかでも最もよく知られている文献である。

さて、前回の儀礼改変交渉による朝鮮の警戒心は、正使任命にも表れている。洪致中(1667-1732)は7年前の1712年(正徳2)、北評事として「白頭山定界碑」の設置に関わり、清朝の誤謬を正した人物である。

この白頭山問題は清と朝鮮の国境問題に関わる事項であるが、朝鮮と清朝の間に白頭山国境が国家間の問題になったのは、1711年(正徳元)、白頭山を測量して国境を確保しようとする清朝とこれに対抗する朝鮮王朝との衝突がきっかけである。長年未解決のこの国境問題は、丁卯・丙子胡乱<sup>23)</sup>以来、清朝による再侵略の可能性を疑う朝鮮にとっては一日も早く済ませたい難題であった<sup>24)</sup>。しかし、1712年(正徳2)、清朝の穆克登は、白頭山測量に非協調的な朝鮮を排除したまま国境調査を行い、一方的に「白頭山

---

21) 『海槎日録』「10月初4日」の条に「島主使奉行封送回答書契草本。觀其書。辭不無未妥處。而蠻人文字不可責備。且無慢辭可以爭下處。可幸」とある。

22) テキストとしては次のものを用いた。

洪致中『海槎日録』：『大系朝鮮通信使』第五卷(明石書店、1995年)所収本。

申維翰『海游録』：『海行摠載』第一卷(民族文化推進會、1975年)所収本。

鄭後僑『扶桑紀行』：京都大学図書館蔵本。

金滄『扶桑録』：『総合文化研究所紀要』第六卷(同志社女子大学総合文化研究所、1989年)所収本。

23) 1627年(丁卯、寛永4)と1636年(丙子、寛永13)、清朝が朝鮮を侵略して起こした戦争。(『韓国民族文化大百科事典』、韓国学中央研究院、1991年)。

24) 이상태 「백두산정계비 설치와 김지남의 역할 (白頭山定界碑の設置と金指南の役割)」(『조선 후기 외교의 주인공들 (朝鮮後期外交の主人公たち)』白山資料院、2008年)。

定界碑」を建てることにした。その後、北評事（正六品）として定界碑の内容どおり木柵の設置を命じられた洪致中は、作業途中、穆克登の調査に明白な誤謬があることを証明し、「白頭山定界碑」の無効を主張した。彼は当時の状況を『燕行録』という書物にまとめており、現在でも白頭山をめぐる中国との摩擦が起こった際には必ず洪致中の調査結果が取り上げられる。

その後、外交手腕を認められた洪致中は、承旨（正三品）、全羅道觀察使（従二品）、通信使正使、礼曹判書（正二品）を歴任し、ついに朝鮮王朝最高の中央官職である領議政（正一品）にまで昇っている。

ちなみに1607年（慶長12）から1811年（文化8）まで日本に派遣された使臣35人の経歴を見ると、燕行史と通信使、両方とも経験した人物は11人が見出される。その中で、燕行使を終えて通信使に任命された人物は、1607年（慶長12）日本との国交が再開された際、捕虜送還のため日本に派遣された正使呂祐吉と副使慶暹、そして今回1719年己亥・享保通信使の正使洪致中、ただ3人しかない<sup>25)</sup>。呂祐吉と慶暹が担当した捕虜送還交渉は、言うまでもなく戦後処理における最も敏感な事項である。そのため朝鮮側は、ある程度外交交渉能力を備えた人物を厳選したと考えられる。洪致中が正使に選ばれた背景にも、前回聘礼改変を経験しながら対日本外交における交渉力の必要性を痛感した朝鮮朝廷の緊張感が反映されていると考えられる。

洪致中は、漢陽を出発して釜山に戻るまでの261日間、一日も漏れなく日記を書いている。日記は、日程、天気（風の方向、海の状況）等、使行の基本的な情報から、葬式、節日（名日）、庶民の生活様式、町作りなど、日本の風習まで幅広く考察している。特に物品に対しては、朝鮮で見られる

25) 1655年乙未・明暦通信使の正使趙珩も通信使に任じられる前燕行使を修行した経歴がある。しかし、具体的な職を見ると謝恩使（1651年）・冬至使（1633年）であったため、直接清朝との交渉を行うことはなかったと思い、本稿では言及しないことにする。

ものは朝鮮語を、見られないものは詳しい描写を残している。その記述傾向を見ても、日本に派遣される前に中国という異文化を接した経験があるためであろう、他の使行録に比べて日本文化に対する拒否観が少ない。

洪致中は使臣団の全体を動かす一方、対馬島主と対馬の任務、すなわち日朝の仲介役としての対馬の役割に関わる外交交渉も行っている。特に、漂流民送還問題<sup>26)</sup>を優先解決問題として取り出し、3回にわたって島主と単独面談を行うなかで、直接的な衝突を避けようとする島主を非難している。その際、彼は「交隣誠信之道」・「誠信之至意」などを述べながら、両国間の円滑な処理を求めている。周知のように、交隣誠信は雨森芳洲の外交観として知られている概念であるが、洪致中の発言からもわかるように、「交隣誠信」という概念は、日朝平和のため苦勞をいとわなかった人々が求めた外交指向でもあった。

申維翰（1681-？）は、日本文人との詩や文章の応対を担当する製述官として派遣され『海游録』を残している。日本文化や社会事情を数多く描写するとともに、水準の高い詩文を書き残し、使行録の白眉とされている。その結果、通信使研究には必ず利用されているため、本研究ではその検討を省略する。

鄭後僑（1675-1755）は、己亥通信使の副使所属の子弟軍官<sup>27)</sup>として派遣され、その経験を『扶桑紀行』としてまとめている。子弟軍官という名称からもわかるように、彼は普通の軍官とはその性格が異なる。当時、日本に派遣される使臣は、長期間の旅程であり、また海を渡るなど危険性が多いため、随行員を自ら推薦することができた。朝鮮王朝はその随行員を軍官と位置づけ、使行の際、使臣を補佐する役人として任命した。特に子弟

---

26) 江戸時代日本に漂流した外国人は、ひとまず長崎に移送され、調査を受けたあと、本国に送還される。朝鮮人の場合は、対馬を経て釜山に着く。その際、対馬から漂差事が同行するが、朝鮮側からみると漂差事は非定期的使節であるため、対馬に漂差事の派遣を減らせることを要求している。

27) 『通文館志』巻六「交隣下」の条に「子弟軍官五員。使副使各帯二員、従事官帯一員」とある。



軍官という身分は、使臣の親戚や友人に海外経験をさせるために選ばれた人物なので、役人として職名はあっても仕事はない、あくまでも遊客である<sup>28)</sup>。しかし、鄭後僑は申維翰とともに三使臣からその詩才を高く評価されており、特に雨森芳洲とは深い付き合いを見せている。また彼の文人としての能力は、芳洲との交友を通して、日本側からも評価されている。

鄭後僑の使行録は、両国の外交と関わる記事は少ないものの、日本に関する深い考察を温かい目線で描いた記録が多いのがその特徴である。これは、彼の身分自体が通信使の一人であっても、実際の業務とは直接関係をもたなかったため、あくまでも私的な記録を残したからではないかと考えられる。

最後に、従事軍官金滄（1691- ?）の『扶桑録』は、乾坤2冊で構成されており、記事は往路についてのみで、9月27日江戸に着くとともに記録も終わる。彼の記録によると、従事軍官の役割は、従事官に所属して使行員の潜商監視と卜物の管理を行うことである。通信使行の潜商事件にはほとんど訳官が関わっているため、仕事上、対馬の訳官も含めて訳官の様々な不正に関する記録が多い。

以上、1719年己亥・享保通信使の使行録について検討した。己亥・享保通信使の使行録は著者の階層が異なるため、階層による記述方向が違っている。まず、正使洪致中は日本文化の様々な面について客観的な記録を行い、朝鮮に日本社会の姿を伝えている。それに比べて申維翰は、日本文人や学者との接触、その際作った漢詩などを書き残し、朝鮮側に日本の文風を伝える記録となっている。また、鄭後僑は、雨森芳洲をはじめに日本側の諸文人との純粋な友情が窺われる。最後に、金滄は、官僚の非理、訳官による潜商や軍官と訳官の関係、対馬の不正のような使行の様々な否定的面を書き残している。

28) 양홍숙 「17세기 전반 回答兼刷還使의 과건과 경제적 의미 (17世紀前半、回答兼刷還使の派遣と経済的意味)」(『朝鮮通信使使行録研究総書8』所収、学古房、2008年、『도항부산』21原載、釜山広域市)

## (2) 大仏寺での宴会をめぐる葛藤

己亥・享保使行の際には辛卯・正徳使行のような大きな外交問題は生じなかったが、豊臣秀吉の菩提寺である大佛寺での宴会をめぐって参加を拒否する朝鮮側と、あくまでも大仏寺での宴会を通そうとする日本側の対立により、使行が一時停止される事態が発生した。この事態が起こる約3カ月前の9月12日、従事軍官金滄は大仏寺について次のように記録している。

其南又有恵日山。下有東福寺・大佛寺。人言大佛寺。秀吉死後。秀頼重建。鑄成大佛。又有三萬三千三百三十三金佛。實是無雙巨刹。平酋國力。蕩盡於此寺。因而致敗。稱為亡國寺。或云平酋願堂。寺門之左。有一造山。立碑於其上。人言壬辰之歲。平酋。聚我國人耳鼻於此。秀吉死後。秀頼環封立碑。或云晋州陷城之後。埋其首級於此云。余雖未目見。即見於前輩日記中。且採倭人之言以記之。而聞來不覺痛心。決非我國人遊覽之所。而曾前使行之連為入見。想未及聞知此說而然也。  
(金滄『扶桑録』「9月12日」)

金滄の記録によると、大仏寺は豊臣秀吉の菩提寺として建てられ、さらに朝鮮侵略の際、戦争で奪った朝鮮人の鼻を埋めた鼻塚があると説明した後「私はまだ見たことがないが、前回の通信使たちの記録にもそのような内容が見られ、また日本人から『大仏寺は豊臣秀吉の菩提寺である』と聞いたこともある。その話を聞いてから心の痛みを忘れることができない。大仏寺はけっして朝鮮の人々が楽しめる場所ではない。以前の通信使が寺内に入って実際見たと聞いたが、それは秀吉の菩提寺であるという説を知らなかったからである」と述べている。金滄はこの記事において、大仏寺は「けっして朝鮮の人々が楽しめる場所ではない」と断言している。実際、大仏寺での宴会が問題になったのは帰路においてであるが、金滄の記録によるとすでに往路の時、大仏寺が通信使の間で話題になっていたことがわかる。

以上の金滄の記録は、壬辰倭乱が終わってから100年以上経っているが、朝鮮の人々の心に刻まれている戦争の苦痛と豊臣秀吉に対する憎しみが深く刻まれていたことが知られる。

ソウルを出発した4月1日からちょうど6カ月目の10月1日、江戸幕府に朝鮮王朝の国書が伝達される。続いて11日、その回答書を受けとった通信使は、15日、やっと帰国の途についた。国書交換の任務を無事に終わらせた使臣団は日本の美しい自然を満喫しながら、帰国する足を早めている。

しかし、10月29日、対馬島主が奉行を送り、大仏寺での宴会を通報してくることにより、ついに大仏寺をめぐる日朝間の摩擦が起こった。正使洪致中はその日のことを次のように記録している。

…島主送奉行言曰。明日去路當歴入大佛寺。既以關白之命。預有待候事。幸勿緯繡。余以不欲入見之意答送則。島主再送伴力請不已。余曰。曾聞此寺稱以秀吉願堂。義不可歴入。雖有虔懇決難。奉行云則。奉行輩又請面陳。余使之入謁。奉行二人。裁判二人。及雨森東竝入坐。復申前説縷縷不已。余曰。吾性不喜遊觀。自馬島至江戸。往返數三千里矣。其間可觀處指不可勝屈。而雖門牆之内。足跡未嘗下階庭一步地。此則君輩所知也。雖然若是無故之處則。關白既有命。島主又力懇。暫時歴入有何難事。而既聞秀吉願堂之説。則平賊之於我國即百世之讐。義不忍共載一天。吾輩況可歴過其地乎。奉行等曰。願堂之説。日本人之所未聞。何以傳到於朝鮮耶云云。余曰。余志牢定斷不可撓改。須即退去飯。告於島主可也。奉行等遂悶鬱而退。（洪致中『海槎日録』「10月29日」）

これによると、10月29日、使臣団を訪ねて来た対馬の奉行は大仏寺での宴会について報告した。しかし、正使洪致中は、以前からその場所が秀吉の菩提寺であるを知っていたため、まずは普段宴会をそれほど好まないという自分の性格を述べた後、さらに朝鮮人として秀吉の菩提寺での宴会は

受け入れられないという二つの理由を挙げてこれを断っている。そこで対馬の奉行、裁判、雨森芳洲、さらに島主までやって来て宴会への出席をしつこく要請してくる。また、大仏寺が秀吉の菩提寺であるため、そこでの宴会は不可であると何度も説く洪致中に向かって、大仏寺が秀吉の菩提寺である話は日本人も聞いたことのない話であるとさえ言っている。朝鮮を説得するため嘘までつかなければならなかった対馬の微妙な立場は、11月1日の記録にもっと具体的に現れている。

奉行輩曉以島主言來。言於首譯曰。大佛寺之行。使行終始堅執不許。固無奈何。而關白分付之事。亦不可無端廢闕。明日寺門之外。別爲設幕。如歷路茶屋之規。暫爲歷入受饌而過。則彼此俱便願依此善處云。既曰。關白有所供。又是寺門之外則。一時暫歷不至大響。故遂與副從相議許之。而設幕於野中。亦似苟簡使於稍遠處。擇一閭舍以待之。仍爲發行。到倭京。京尹送伴問候。仍呈饅頭一折。分與行中上下及轎夫。午飯後。將發之際。島主送言。以爲今見京尹則有所云云。不可不及時相議。姑勿發行以待云。俄而島主與西長老來坐外廳。使首譯傳言曰。往見京尹。仍及設依幕受供之意。則京尹大以爲不可云。事將不順矣。幸深思事勢從長處之俾。無生事於我。如何。余曰。使行自有所執道理甚當。雖關白有言。決不可奉行。況京尹之言。豈足驚動。且既與講定。又欲變改事涉無據。寧有他善處之道云。爾則島主送言曰。使行所執義理至當果是。願堂則吾豈敢奉請。此言實出於訛傳而回。此堅持致令島主受責於江戸。豈不功悶乎。仍與長老半日不去。累次往復。而終不許。仍言吾之所執終難撓改。此後則不必送言。稟告于江戸爲可。吾輩越重溟數千里。已置生死於度外。雖經年留滯。亦所不辭云。則島主遂退去。(洪致中『海槎日録』「11月1日」)

ここに見える対馬側の主張は、通信使往路の際の大仏寺での宴会は前例として今まで行われてきた行事であり、すでに將軍の許可がおりているた

め、途中で勝手に廃止することはあり得ないということである。

洪致中の固い意志を把握している対馬側は、仕方なく打開策として寺の外に別の宴会場を設置する方法を提案し、朝鮮側も結局同意しているが、実際の宴会を準備する京都所司代の反対にあつて、話は振り出しに戻った。また、大仏寺が秀吉の菩提寺である説は根も葉もない噂に過ぎないと説得する島主に対して「たとえ何年も滞留したとしても我らの決断は変わらない」と返事し、交渉は再び決裂した。

しかし、11月2日、日朝の交渉は一冊の書物の登場により決着がついた。洪致中はこう記している。

食後裁判持一冊子來言曰。此京尹家所藏。而京尹使之送示。故持來云。仍言曰。此書即所謂年代記。而日本之史冊也。歷載大佛寺成毀始末。而無秀吉願堂。可疑之蹟。且其重建在於源家光爲關白之歲。則源氏豈有爲秀吉崇奉之理乎。雖以此見之。足知其願堂之說爲訛傳云。俄而奉行輩。又以島主之言來申冊子之說。余意以爲既聞願堂之說。則不許入見事理當然。而願堂之說。本出於傳聞。倭人既曰訛傳。至以渠國所秘之史記來示。則何必強謂之願堂以窠傳聞之說乎。雖被懇要暫爲歷過。我國上下不忘讐之心事義理。則足以布聞於日本矣。回此相持。或至有留滯之境。則殊非處決之道。遂議于副使。而副使之意亦與知相合。雖從事揭以爲不可。而見處有深淺。固不必盡合。故遂以暫歷之意答送。蓋聞島主往見京尹言及設幕之意。則京尹曰。事甚苟簡決不可爲。使行持以願堂之說。有所持難。若明辨願堂之眞僞。則使行必無不許之理。遂以其家所藏冊子出給云云。(洪致中『海槎日録』「11月2日」)

この11月2日の洪致中の記録によると、裁判が大仏寺創建の経緯を証明するため京都所司代から『年代記』という書物を携えてきた。『年代記』によると確かに、大仏寺は「秀吉の菩提寺」であるというような記録はなかった。内容を確認した三使臣は、これ以上交渉を続けても日程だけが遅滞

されると考え、泣く泣く大仏寺での宴会を承諾している。しかし、洪致中は使行録にも書いているが、『年代記』の記録に疑いをもっている。宴会が終わって大仏寺を去る時「宴会を急いで終わらせたため、鼻塚などは見なくてよかった」<sup>29)</sup>と述べ、大仏寺にある朝鮮人の鼻塚につきその存在を確信しているのである。洪致中は『年代記』という書物の内容を信じるのではなく、ただ、帰国後、万一問題が生じた場合、日本側の狡猾な手段を証明するための証拠としてこれを見ていたようである。

11月3日、いよいよ大仏寺での宴会が開かれた。次に引用する製述官申維翰の記録には、対馬と朝鮮の高まる緊張感が窺える。

晴。從事公有病。不能偕飲餉之席。將直取淀城路。馬守聞之。遣伴問候。且勉以三使齊臨。使臣以事體自別。不可敦迫。責而答之。雨森東狠人也。即無所發怒。直與首譯私鬪。雜用鮮語倭語。吼如獅奮如蝟。張牙裂眦。其狀幾乎劍出鞘矣。余時從閣道而下。適見雨森而呼曰。君非讀書人乎。何怒之悖理如此。東即持年代記一冊而來。仰視天俯晝地。忿發而言曰。當初使臣。過聽願堂之說。而義不入讎人之地。則孰不欲嘆。寡君篤於隣好。不敢停享使之儀。故至以國史爲徵。自明源氏之寺。則敵邦之奔走於使臣。惟力是視。今乃不信乎國史。而不承乎公礼。是卑我也弱我也。有死而已。余曰兩使臣。已有歷入之教。從事公謝病不與。固無妨矣。設使其間。有不如君意者。此非譯舌輩所從周旋也。即君以區區血氣之憤。乃與一譯官私鬪。自謂是曹沫之風乎。東遂謝而去。食後發行。余隨正副兩公後。(申維翰『海游録』「11月3日」)

このように、三使臣のうち從事官が病気のため宴会に参加しないで先に出発しようとしていると、日本側から三使臣全員の参加を求める要請が届

---

29) 洪致中『海槎日録』「11月3日」の条に「遂催発先行。而歴路不見所謂鼻塚。可幸」とある。

いた。この件で朝鮮の訳官と言い争う雨森芳洲を見て申維翰は「君は読書人ではないか。どのような理由があってこのように怒っているのか」と芳洲を叱責する。芳洲も申維翰に向かって大仏寺が秀吉の菩提寺ではなく徳川家（源氏）の菩提寺であると断言し、朝鮮の態度は日本を無視している不当な仕打ちであると言い返すと、申維翰は「君はただ些少な血気の憤をもって、一介の訳官と私闘しているだけだ」と諫めている。

『交隣提醒』を見ると当時芳洲も朝鮮使臣の主張どおり、大仏寺が豊臣秀吉の菩提寺であることをはっきり周知していったことがわかる。さらに、大仏寺の耳塚を見せることは「日本の無学無義」を見せる行動であるとも断じている<sup>30)</sup>。しかし、申維翰の記録での芳洲は「菩提寺の説は日本人の聞かざるところ」と主張しており、『交隣提醒』での記述とはかなり違う発言をしている。これは、芳洲が日本側の役人としての職務に忠実であろうとして、みちからの信念や本音を言い出せなかったのであろう<sup>31)</sup>。

30) 『交隣提醒』一、重而之信使には「大仏ニ被立寄候事、兼而朝鮮へも被仰通置御無用ニ被成可然候。其訳ハ委細享保信使之御記録ニ相見へ候。明暦年日光へ参詣仕候様ニと被仰出候ハ御唐制之華美を御見せ可被成との事と相聞へ、大仏ニ被立寄候様ニとの事も、一つハ二本ニ珍敷大仏有之と申事を御しらせ被成、一つハ耳塚を御見せ被成、日本之武威をあらはさるへくととの事と相聞へ候へとも、何も飄逸なる御所見ニ候。唐制ハ節儉を主としたし候故其楹ニ丹ぬり其桶ニ刻候事、春秋ニそしられ候へハ、御唐制之華美朝鮮人之感心いたらすへき様無之。仏之公德ハ大小ニよるまし候処ニ、有用之財を費し無意之大仏を被作候事は又あさけり候一端ニ而、耳塚とても豊臣家無名之師を起し、両国無数之人民を殺害せられたる事に候へハ、其暴悪をかさねて可申出事ニ候而いつも華耀之資には成不申。却而我国之不学無識をあらはし候のミニ而御座候。正徳年信使大仏へ被立寄候節耳塚をかこはれ、享保年ニも其例を以朝鮮人の見申さぬ様ニ被成候。是ハ誠ニ聖徳之事たるへく候」とある。

31) 信原修氏は「誠信と屈折の狭間一対馬藩儒雨森芳洲をめぐる」（『総合文化研究所紀要』第6巻、同志社女子大学総合文化研究所、1989年）にこの時の芳洲の行動について「こうした歴史認識に立つ芳洲にとって、帰路十一月初め、本来秀吉の創建になる京都大仏寺（今日の方広寺）での使臣接待の一件は、それが公儀の命であるが故に、苦しく悲しい一件であったに違いない。芳洲にとっても信使一行にとっても、大仏寺とそれに隣接する耳塚の何たるかは、すべて周知のことだったからである。… 芳洲にとってこの大仏寺の一件は、恐らく彼の生涯における最も悲しい痛恨事だったに違いない」と述べている。

次に、同じ11月3日、大仏寺に関する記録を残した子弟軍官鄭後僑の記録を見てみよう。

至伏見城。本國寺平秀吉之所創建寺。門外数十歩有一丘。秀吉所瘞我國人鼻。塚不欲令使行見之。遮以葦篋。法堂屹然。當中中有一大金佛。其高十餘丈。望之巍巍然。佛之左右肩羅立金身。羅漢十二。其高皆丈餘。堂之少西有長廊三百間。列金佛一萬。長各七尺許。金彩奪目。是故曰大佛寺。或曰萬佛寺。爲佛家費財力如是。其侈可見惑惑也。顧華夏聖賢之鄉。猶不得斥之。況海外介鱗之俗。何哉。暮至淀浦。留一日。余在館中。無聊披閱古文。雨森東適至。遂與之評論文章高下。雨森東喜曰。聞高論令人開茅塞矣。余仍問曰。汝國製述始於何代。曰。昔在麗朝一文士。入日本始教製述。其後睡隱姜沆留滯三年。曉以性理之學。文章之遙誠賴東韓文華。得闡迷塗者多矣。是以日本人至今慕仰東韓也。余又問曰。汝國於風俗亦有所慕也。否。雨森東曰。豈不羨貴邦札樂文憲也。但拘其法而未之學也。有志者常以是慨然也。(鄭後僑『扶桑紀行』「11月己巳」)

鄭後僑の記録を見ると、彼は副詞の子弟軍官であるため、日本との衝突に関する情報に接しているはずにも関わらず、大仏寺の外観説明に重点を置き、相互の論争に関しては一言も記していない。さらに、鄭後僑は大仏寺での宴会が終わった後、芳洲と古典に関する評論を行うことで退屈を紛らわしている。

## おわりに

本稿では、1711年辛卯・正徳通信使の副使任守幹、通事金顛門と1719年己亥・享保通信使の正使洪致中、製述官申維翰、子弟軍官鄭後僑、軍官金滄の使行録を取り上げ、18世紀朝鮮と日本の外交現場において見られる朝



鮮と日本の官僚、それぞれの対応について考察してきた。

1711年辛卯・正徳通信使の際には、新井白石による通信使諸規定改変の要求をめぐる朝鮮と日本の間に激しい論争が続いた。これに対して副使任守幹はその苦しみを述べながら詳しく記録を残しているが、通事金顛門の場合はこの件のみならず敏感な外交交渉に関してさほど記録を残していないという特徴が見られる。しかし、この通信使一行は、対日本外交にうまく対応できなかったため、帰国後厳しい処罰を受けることになった。

1719年己亥・享保通信使の際も、秀吉の菩提寺である大仏寺での宴会をめぐる衝突が生じた。正使洪致中は、円満な処理を求めるため様々な交渉を行っており、製述官申維翰は直接雨森芳洲と激しい言い争いを交えているが、子弟軍官鄭後僑は雨森芳洲と古典に関する評論を穏やかに行っていることがわかる。

1711（正徳元）年は全般的に、通信使の責任者である三使臣が外交交渉を経験したことがなかったため、朝鮮側の立場を十分に主張できなかったと考えられる。それに対して1719（享保4）年の場合は、外交交渉を成功へと進めた経験をもつ洪致中が正使に選ばれたことが注目される。これは前回の教訓を踏まえ、対日本外交に対する認識の変化の必要性を感じた朝鮮王朝の人選であった。こうして1719年の己亥・享保通信使は、朝鮮王朝が日本という国の存在、相互の立場等、対日本外交に関する認識が一定程度変わるきっかけになったように思われる。

このような朝鮮王朝の外交および朝鮮知識人の日本認識の変化については、今後より詳しい検討を行っていく必要がある。

【資料1】朝鮮通信使使行録一覧表（現存のみ）<sup>32)</sup>

	使行年代			書名	著者	職責
1	1607	丁未	慶長13年	『海槎録』	慶暹	副使
2	1617	丁巳	元和3年	『東槎上日録』	吳允謙	正使
3				『東槎日記』	朴 梓	副使
4				『扶桑録』	李景稷	従事官
5				1624	甲子	寛永元年
6	1636	丙子	寛永13年	『丙子日本日記』	任 統	正使
7				『海槎録』	金世濂	副使
8				『槎上録』		
9				『東槎録』	黄 床	従事官
10	1643	癸未	寛永20年	『東槎録』	趙 綱	副使
11				『海槎録』	申 濡	従事官
12				『癸未東槎録』	未 詳	
13	1655	乙未	明暦元年	『扶桑日記』	趙 珩	正使
14				『扶桑録』	南龍翼	従事官
15				『聞見別録』		
16				『日本紀行』	李東老	軍官
17	1682	壬戌	天和2年	『東槎日録』	金指南	漢学通事
18				『東槎録』	洪禹載	倭語通事
19	1711	辛卯	正徳元年	『東槎録』	趙泰億	正使
20				『東槎日記』	任守幹	副使
21				『東槎録』	金顯門	押物通事
22	1719	己亥	享保4年	『海槎日録』	洪致中	正使
23				『海游録』	申維翰	製述官
24				『扶桑紀行』	鄭後僑	子弟軍官
25				『扶桑録』	金 滄	軍官
26	1748	戊辰	寛延元年	『奉使日本時間見録』	曹命采	従事官
27				『随槎日録』	洪景海	子弟軍官
28				『日本日記』	未 詳	
29	1763	癸未	明和元年	『海槎日記』	趙 曦	正使
30				『日観記』	南 玉	製述官
31				『日本録』	成大中	書記

32) この表は、河宇鳳氏の「새로 발견된 일본사행록들 (新たに発見された日本使行録)」(『歴史学報』第112集、歴史学会、1986年)を元にし(36件)、他の文献(『大系朝鮮通信使』(明石書店)、『朝鮮後期外交の主人公たち』(白山資料院、2008)等)で確認できる使行録5件を追加して作成したリストである。さらに現在その存在が確認できない『東槎録』(黄瑯、1719年の副使)、『槎上記』(南泰耆、1748年の副使)、『草本槎上記』(訳官輩)まで含めると、計44件の使行録が確認できる。

	使行年代			書名	著者	職責
32	1763	癸未	明和元年	『和国志』	元重挙	書記
33				『乗槎録』		
34				『東槎日記』	呉大齡	漢学通事
35				『日東壯遊歌』	金仁謙	書記
36				『松穆館燼餘稿』 （「日本途中所見」）	李彦瑣	通事
37				『槎録』	閔恵洙	軍官
38				『癸未随槎録』	未詳	
39				1811	辛未	文化8年
40	『島随録』	金善臣	書記			
41	『東槎録』	柳相弼	軍官			

## 【参考文献】

- 上垣外憲一『雨森芳洲一元禄享保の国際人』（中央公論社、1989年）  
 宮嶋道生『新井白石』（吉川弘文館、1989年）  
 李元植『조선통신사』（民音社、1991年）  
 李元植『조선통신사와 일본인（朝鮮通信使と日本人）』（学生社、1992年）  
 米谷均「雨森芳洲の対朝鮮外交—『誠信之交』の理念と実態」（『朝鮮学報』148、1993年）  
 李慧順『조선통신사의 문학（朝鮮通信使の文学）』（梨花女子大学校出版部、1996年）  
 泉澄一『対馬藩儒雨森芳洲の基礎的研究』（関西大学東西学術研究所、1997年）  
 李元植『朝鮮通信使の研究』（思文閣出版、1997年）  
 西村毬子『日本見聞録にみる朝鮮通信使』（明石書店、2000年）  
 ケイト.W.ナカイ『新井白石の政治戦略』（東京大学出版会、2001年）  
 鄭章植『使行録に見る朝鮮通信使の日本観』（明石書店、2006年）  
 조규익・정영문 엮음『조선통신사 사행록 연구 총서 1~13（朝鮮通信使使行録研究総書 1~13）』（学古房、2008年）  
 信原修『雨森芳洲と玄徳潤』（明石書店、2008年）  
 김양수 外 5 人『조선후기 외교의 주인공들（朝鮮後期外交の主人公たち）』（白山資料院、2008）  
 鄭英實「朝鮮後期知識人から見た雨森芳洲」、『千里山文学論集』、関西大学大学院文学研究科、第83号、pp171~194、2010年  
 鄭英實「辛卯・正徳の朝鮮通信使使行録とその性格」『千里山文学論集』、関西大学大学院文学研究科、第84号、pp231~247、2010年